

# 脳性まひと思われる児は いませんか？

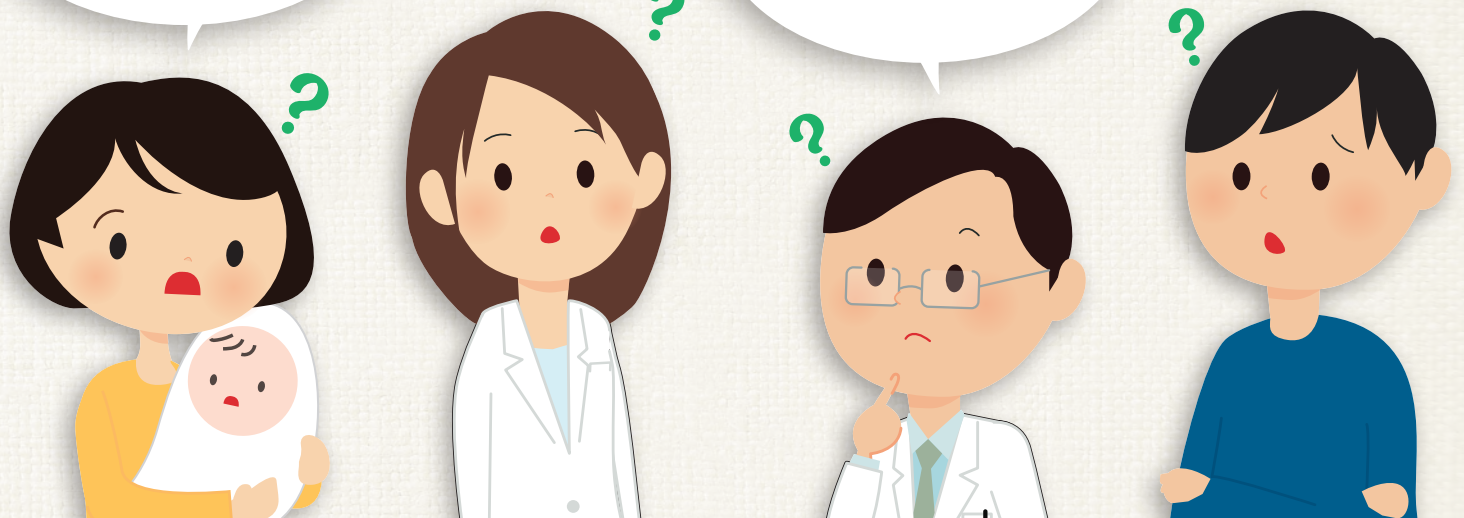
～満5歳の誕生日が補償申請期限です～

お産には  
何も異常はなかった  
と思うけど…

先天的な異常が  
あったら、  
補償対象には  
ならないんでしょう？

生まれた後に  
感染症を  
発症した子は？

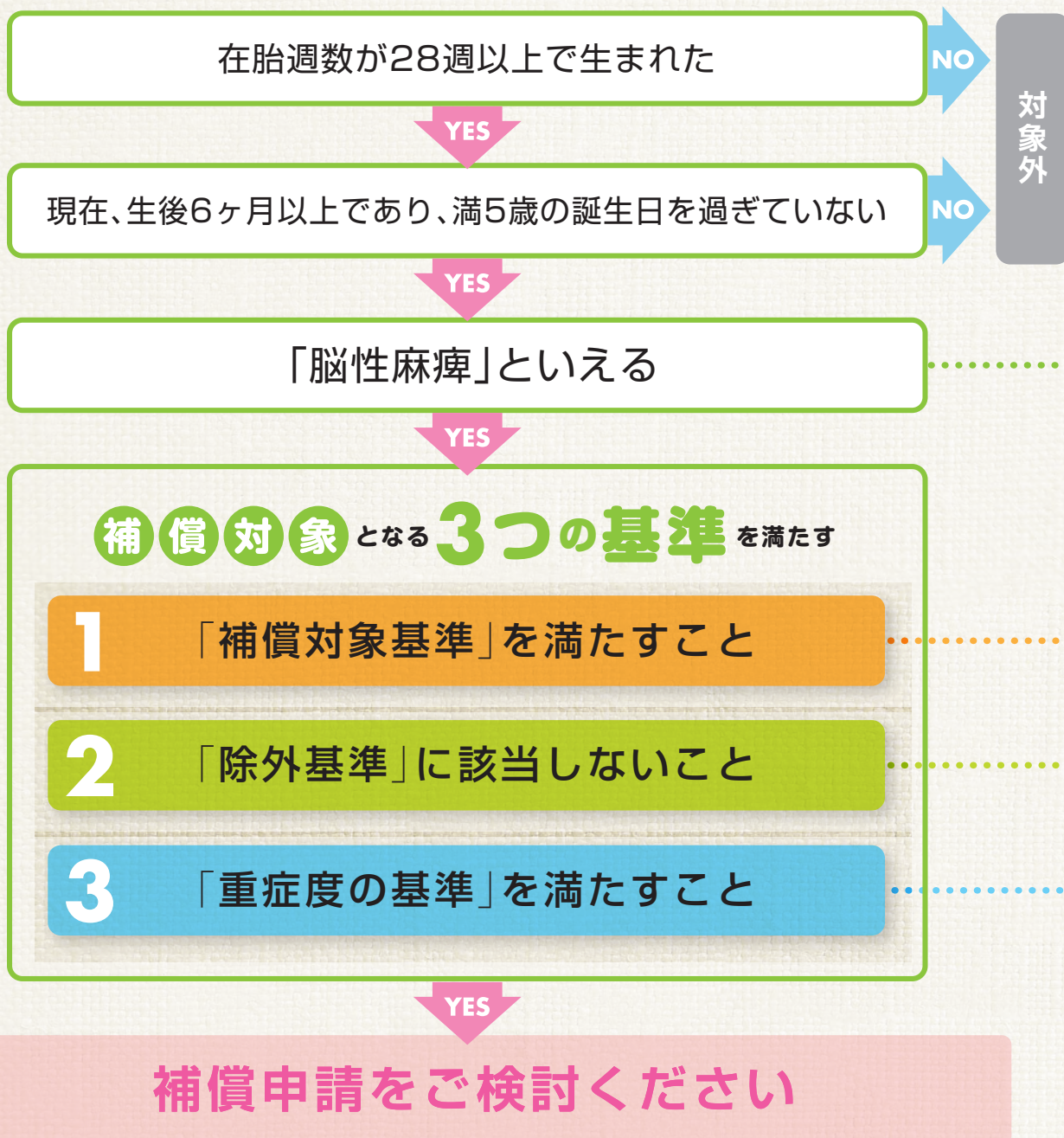
あの子は  
手を引けば  
歩けるから  
重度脳性まひでは  
ないのかな…



このような場合でも  
補償対象となることがあります

次ページ以降を  
ご覧ください！

# 補償申請を検討するに



「3つの基準」について  
くわしい説明は中面へ！



# あたっでご確認ください

## 産科医療補償制度における「脳性麻痺」の定義とは・・・

「脳性麻痺」とは、受胎から新生児期(生後4週間以内)までの間に生じた児の脳の非進行性病変に基づく、出生後の児の永続的かつ変化しうる運動又は姿勢の異常をいいます。ただし、進行性疾患、一過性の運動障害又は将来正常化するであろうと思われる運動発達遅滞を除きます。

(産科医療補償制度標準補償約款 第二条第1項第二号)

本制度では、「脳性麻痺」を上記のとおり定義しているため、以下のような場合には「本制度の定める脳性麻痺の定義に合致しない」として補償対象外となることがあります。

- 進行性の脳病変が認められる場合
- 重度知的障害のみによる重度の運動障害であることが明らかな場合

## 「補償対象基準」とは・・・

生まれたときの体重や週数に関する基準です。生まれたときの体重や週数の基準を満たさない場合でも、所定の要件にもとづき審査します。

中面  
3ページ

1へ

## 「除外基準」とは・・・

児の先天性要因や新生児期の要因による脳性麻痺は、補償対象外とすることを定めた基準です。

なお、以下の事由によって発生した脳性麻痺も補償対象外となります。

- 妊娠もしくは分娩中における妊婦の故意または重大な過失
- 地震、噴火、津波等の天災または戦争、暴動等の非常事態

中面  
4ページ

2へ

## 「重症度の基準」とは・・・

身体障害者手帳の1級・2級に相当する状態が5歳以降も継続することが明らかであるか否かを判断する本制度独自の診断基準です。

中面  
5ページ

3へ

本制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺を補償対象としており、補償対象の可否は、本制度の運営組織である公益財団法人日本医療機能評価機構内に設置する審査委員会において審査します。「分娩に関連して発症した重度脳性麻痺であるか否か」は、「補償約款に示される基準を満たすか否か」で判断します。個々の事案においては「分娩に関連したか否か」を医学的かつ直接的に判断することが困難な場合も多く、また速やかに補償する必要があることから、このように「補償約款に示される基準」にもとづいて判断しています。このため、補償対象となることは、必ずしも分娩に問題があったということではありません。また、本制度は無過失補償制度であり、分娩機関の過失の有無を問う制度ではありません。

## 「明らか」とは

通常多くの人が疑いを差し挟まない程度に医学的に確実であることをいいます。

# 1

補償対象となる3つの基準

## 「補償対象基準」を満たすこと (所定の出生体重、在胎週数等)

### 《基本的な考え方》

所定の出生体重、在胎週数以上であれば、「補償対象基準」を満たします(①一般審査の基準)。  
出生体重、在胎週数が「一般審査の基準」を満たさない場合、在胎週数28週以上の児については、分娩時の児の低酸素状況を示す所定の要件を満たす必要があります(②個別審査の基準)。

#### ① 一般審査の基準

- 2014年12月31日までに出生した児

出生体重 **2,000g以上** かつ  
在胎週数 **33週以上**

- 2015年1月1日以降に出生した児

出生体重 **1,400g以上** かつ  
在胎週数 **32週以上**

#### POINT

一般審査の基準を満たしている児については、分娩時の児の低酸素状況や出生時の仮死の有無を問いません。

「補償対象基準」を満たします

#### ② 個別審査の基準

在胎週数  
**28週以上**

かつ

児の低酸素状況を示す所定の要件

臍帯動脈血ガス分析値  
pH値が7.1未満

または

補償約款に定められた  
所定の所見  
(児の出生年により異なります)

「補償対象基準」を満たします

# 2

補償対象となる3つの基準

## 「除外基準」に該当しないこと (先天性要因や新生児期の要因による脳性麻痺でないこと)

### 《基本的な考え方》

児の先天性要因や新生児期の要因による脳性麻痺は、「分娩に関連して発症した」脳性麻痺ではないため、補償対象と認定していません。

ただし先天性要因や新生児期の要因と思われる疾患等があっても、  
**一律に補償対象外とするものではありません。**

#### 1 先天性要因

両側性の広範な脳奇形、染色体異常、遺伝子異常、先天性代謝異常または先天異常が重度の運動障害の主な原因であることが明らかである場合は、「除外基準」に該当し、補償対象外です。

以下の場合には「除外基準」に該当せず、補償対象となる場合があります。

- 何らかの先天性要因の存在が疑われても、その存在が明らかでない場合
- 先天性要因が存在しても、その先天性要因が重度の運動障害の主な原因であることが明らかでない場合

例えば、脳奇形が認められても、脳奇形の部位や程度により、それが重度の運動障害の主な原因であることが明らかでない場合は、「除外基準」に該当せず、補償対象となる場合があります。

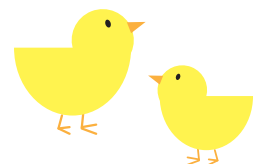
#### 2 新生児期の要因

分娩とは無関係に発症した疾患等(感染症、髄膜炎、脳炎、その他の神経疾患、虐待、その他の外傷など)が重度の運動障害の主な原因であることが明らかである場合は、「除外基準」に該当し、補償対象外です。

以下の場合には「除外基準」に該当せず、補償対象となる場合があります。

- 分娩後に発症した疾患等が分娩とは無関係に発症したことが明らかでない場合
- 新生児期の要因が存在しても、その新生児期の要因が重度の運動障害の主な原因であることが明らかでない場合

例えば、新生児期に感染症が発症し、それが重度の運動障害の主な原因であっても、その感染症が分娩とは無関係に発症したもの(水平感染)であることが明らかでない場合は、「除外基準」に該当せず、補償対象となる場合があります。



# 3

補償対象となる3つの基準

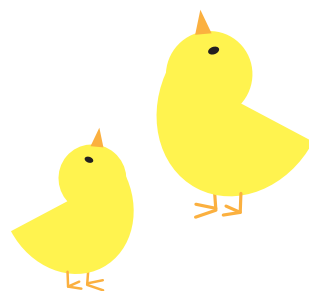
## 「重症度の基準」を満たすこと

### 《基本的な考え方》

- 「重症度の基準」を満たすか否かの判断は、運動障害を「下肢・体幹」と「上肢」に分けてそれぞれの障害の程度によって判定しています。
- なお、それぞれ単独では「重症度の基準」を満たしていない場合は、下肢・体幹および上肢の障害を総合的に判定しています。
- 身体障害者手帳の1級・2級に相当する状態が5歳以降も継続することが明らかである場合は、「重症度の基準」を満たします。
- 身体障害認定基準を参考にしていますが、本制度独自の診断基準にもとづき、審査しています。

### 低緊張型 脳性麻痺の場合

診断や障害程度の判定が困難であるため、原則として3歳以降の診断にもとづいて判断しています。



### 1 下肢・体幹運動

将来 **実用的な歩行** が不可能と考えられる場合は、「重症度の基準」を満たします。

#### 「実用的な歩行」とは？

装具や歩行補助具(杖、歩行器)を使用しない状態で、立ち上がり、立位保持ができ、10メートル以上つかまらずに歩行し、さらに静止することを全てひとりでできる状態



下肢装具を使用せずに10歩、歩いて停止することが不安定ながらもできる児は、「重症度の基準」を満たしませんよね？

そのような動作ができる児でも、脳性麻痺による姿勢・運動異常(つま先立ち、不随意運動、ふらつきなど)があり、歩行や停止、姿勢が不安定で、将来実用的な歩行が不可能と考えられる場合は、「重症度の基準」を満たします。



## 「重症度の基準」の判断目安を7ペー

## 2 上肢運動

障害のある上肢ごとの判断目安に該当する場合は、「重症度の基準」を満たす可能性が高くなります。目安は「一上肢のみ」の障害か、「両上肢」の障害かによって異なります。

\* 上肢のみの障害で補償申請が行われる場合は、3歳未満では診断や障害程度の判定が困難であるため、原則として3歳以降の診断にもとづいて判断しています。



上肢には著しい障害があるけれど、下肢・体幹運動に障害がなく、歩行できる児は、「重症度の基準」を満たしませんよね？

上肢のみの障害であっても、障害の程度によっては「重症度の基準」を満たすことがあります。

具体的には、一上肢のみの障害の場合は、障害側の基本的な機能が全廃(すべての機能が使えない状態)していると考えられるとき、両上肢の障害の場合は、食事摂取動作が一人では困難で、かなりの介助を要する状態であると考えられるときは、「重症度の基準」を満たします。



## 3 下肢・体幹および上肢運動

「1 下肢・体幹運動」および「2 上肢運動」について、それぞれ単独では「重症度の基準」を満たしていないときでも、**下肢と上肢の両方に著しい障害(片麻痺等)がある場合**、下肢・体幹および上肢運動の総合的な判断により「重症度の基準」を満たすことがあります。

\* 下肢・体幹および上肢運動の総合的な判断が必要となる場合は、4歳未満では診断や障害程度の判定が困難であるため、原則として4歳以降の診断および動画にもとづいて判断しています。



片麻痺で、上肢にも障害があるけど、下肢装具なしで10歩程度歩行できる児は「重症度の基準」を満たしませんよね？

下肢・体幹運動および上肢運動について、それぞれ単独では「重症度の基準」を満たしていない場合でも、下肢・体幹および上肢運動の総合的な判断により「重症度の基準」を満たすことがあります。

### 【事例】診断時年齢：4歳0ヶ月、右片麻痺の診断

下肢・体幹運動は、下肢装具を使用せずに歩いて停止することが可能であるが、手すりにすがらなければ階段を上ることが困難であった。

また、上肢運動は、右手を伸ばして近くの物をつかむことや玩具等を持ち替えることなどの動作が不完全であった。

→ それぞれ「下肢・体幹運動」「上肢運動」の単独では「重症度の基準」を満たさないものの、上肢と下肢の両方に著しい障害があり、「重症度の基準」を満たしていると判断されました。



ジに掲載しています。



# 「重症度の基準」の判断目安

以下に該当する場合は、「重症度の基準」を満たす可能性が高くなります。

## 1 下肢・体幹運動に関する判断目安

それぞれの診断時期ごとに判断の目安を設けています。

年齢	「重症度の基準」を満たすと考えられる児の状態
6ヶ月から1歳未満	重力に抗して頸部のコントロールが困難である
1歳から1歳6ヶ月未満	寝返りを含めて、体幹を動かすことが困難である
1歳6ヶ月から2歳未満	肘這いが困難、または床に手をつけた状態であっても介助なしでは坐位姿勢保持が困難である
2歳から3歳未満	寝ている状態から介助なしに坐位に起き上がることが困難である
3歳から4歳未満	つかまり立ち、交互性の四つ這い、伝い歩き、歩行補助具での移動(介助あり)の全ての動作が困難である
4歳から5歳未満	下肢装具や歩行補助具を使用しなければ、安定した歩行や速やかな停止、スムーズな方向転換が困難である

## 2 上肢運動に関する判断目安

「一上肢のみ」の障害か、「両上肢」の障害かによって目安が異なります。

障害のある上肢	「重症度の基準」を満たすと考えられる児の状態
一上肢のみの障害	障害側の基本的な機能が全廃している
両上肢の障害	脳性麻痺による運動機能障害により、食事摂取動作が一人では困難で、かなりの介助を要する

## 3 下肢・体幹および上肢運動の総合的な判断

総合的な判断により重症度の基準を満たすと考えられる児の状態(片麻痺の場合)
障害側の一上肢に著しい障害があり、かつ障害側の一下肢に著しい障害がある ※一上肢の著しい障害とは「握る程度の簡単な動き以外はできない状態」、一下肢の著しい障害とは「4歳から5歳未満のとき、手すりにすがらなければ階段を上ることが困難な場合」とします。

- さらに詳しく知りたい場合は・・・ 『「補償対象となる脳性麻痺の基準」の解説』や「補償対象に関する参考事例集」をご確認ください。これらの資料は、本制度のホームページにおいてもご覧いただけます。
- ご不明な点等がある場合は・・・ 以下のお問い合わせ先まで、ご遠慮なくご相談ください。

【お問い合わせ先】

産科医療補償制度専用コールセンター

フリーダイヤル

0120-330-637

午前9時～午後5時  
(土日祝除く)

【ホームページ】 <http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療補償制度

検索